⑷元禄８（1695）年　幕府による竹島帰属等に関する問い合わせとその回答

12月24日、老中阿部豊後守が鳥取藩に対し、「因州・伯州え付候竹嶋は、いつの頃より両国え附属候哉（１条目）」など、竹島帰属に関する７か条の問い合わせを行う。翌25日、鳥取藩は回答を行い、「竹嶋は因幡・伯耆附属ニては無御座候（１条目）」、「竹嶋・松嶋其外両国え附属之嶋無御座候（６条目）」など、竹島と松島は鳥取藩に帰属しない旨を報告（「竹嶋之書附」）。

史料７　12月24日に鳥取藩から阿部豊後守へ提出された回答書（「竹嶋之書附」）

（一二月二四日）

一、竹嶋は因幡・伯耆附属ニては無御座候。伯耆国米子町人大屋九右衛門・村川市兵衛と申者渡海漁仕候儀、松平新太郎領国之節、以御奉書被仰出候旨承候。其以前渡海仕候儀も有之様ニは及承候得共、其段相知不申候事

一、竹嶋廻凡八、九里程有之由。人居無之候事

一、竹嶋江漁採参候時節は、二月、三月頃米子出船毎年罷越候。於彼嶋鮑・みちの魚猟仕候船数大・小二艘参候事

一、四年以前申年、朝鮮人彼嶋江参居候節、船頭共参相候儀、其節御届申上候。翌酉年も朝鮮人参居申内、船頭共罷逢、朝鮮人二人連候而米子江罷帰、其段も御届申上、長崎江相送申候。戌年は遭難風、彼嶋着岸不仕段御届申上候。当年も渡海仕候処、異国人数多見江申ニ付、着岸不仕罷帰候節、松嶋ニて鮑少々取申候。右之段御届申上候。右之段御届申上候事

一、申年朝鮮人参候節、船拾壱艘之内六艘遭難風、残五艘は彼嶋ニ留り、人数五拾三人居申候。酉年は船三艘人四拾弐人参居申候。当年は船数餘多人も相見江申候。着岸不仕付、分明御座候事

一、竹嶋・松嶋其外両国江附属之嶋無御座候事。以上

⑸元禄９（1696）年 安龍福ら朝鮮船、赤崎灘へ来航

１月25日、江戸留守居小谷伊兵衛が、幕府へ松島の帰属に関する書付を提出。その中で「松嶋は何れ之国江附候嶋ニても無御座候由承候事」と述べる（「竹嶋之書附」）。28日、老中戸田山城守より大谷・村川家の竹島渡海を禁ずる老中奉書を受け取る（「御用人日記」）。

６月２日、隠岐より朝鮮人ら「伯耆国江願之儀」があるという一報が鳥取藩に入る。４日、伯耆国赤崎灘（鳥取県琴浦町）に安龍福らを乗せた朝鮮船が到着。翌５日、朝鮮人来航を知らせる飛脚を江戸へ出す（以上「御用人日記」）。６日、藩より派遣された御船手山崎主馬、長尾鼻岬（鳥取市青谷町）にて朝鮮船と遭遇し、青谷湊へ引き戻し、河口に繋ぎ止め、番船を付け置く。船長安龍福と李進士ら青谷専念寺にて藩儒辻晩庵と筆談。来意を問うも、竹島に関する訴訟かどうかは不明とされる（「因府年表」、「御用人日記」）。14日、幕府の許可なく朝鮮人を賀露東禅寺（鳥取市）へ移し（「控帳」。ほかに12日説（「因府年表」）もある）、21日に鳥取城下の町会所へ移送する（「竹島考」、「因府年表」）。

史料８　１月25日、幕府へ松島帰属に関する書付を提出（「竹嶋之書附」）。鳥取藩は、竹島は「何れ之国江附候嶋ニても無御座」と承知している旨、回答

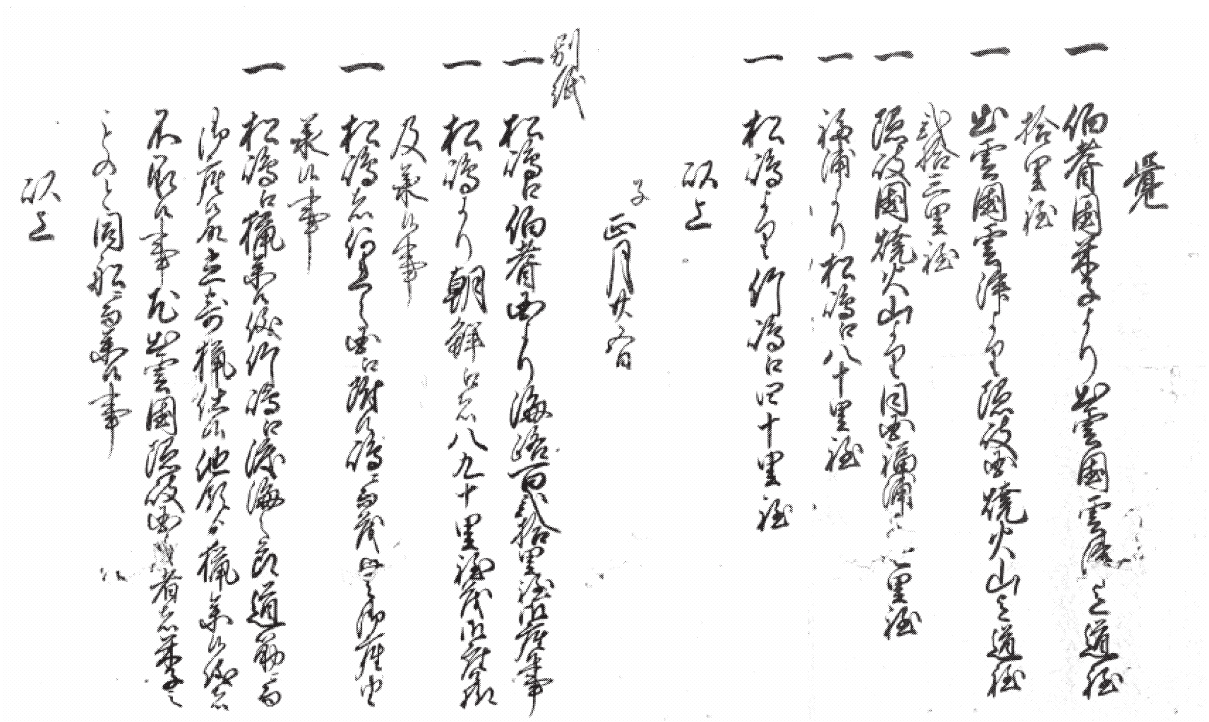

翻刻文は次のページ→

（一月二五日）

覚

一、伯耆国米子より出雲雲津迄、道程拾里程
一、出雲国雲津より隠岐国焼火山迄、道程弐拾三里程
一、隠岐国焼火山より同国福浦迄七里
一、福浦より松嶋江八十里程
一、松嶋より竹嶋江四十里程

以上

子正月廿五日

別紙

一、松嶋江伯耆国より海路百弐拾里程御座候事
一、松嶋より朝鮮江は八、九拾里程も御座候様及承候事
一、松嶋は何れ之国江附候嶋ニても無御座候由承候事
一、松嶋江猟参候儀、竹嶋江渡海之節道筋ニて御座候故立寄猟仕候。他領より猟参候儀は不承候事。尤出雲国・隠岐国之者は米子之者と同船ニて参候事

以上

史料９　「御用人日記」１月28日条。竹島渡海の禁制

一、戸田山城守殿より御聞役之内御招付て、平馬参上之処、御奉書被遊御渡右之写

先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺之伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉、竹嶋江渡海至于今雖致漁候。向後竹嶋江渡海之義制禁可申付旨被仰出候間。可被存其趣候。恐々謹言

正月廿八日　　土屋相模守
　　戸田山城守
　　阿部豊後守
　　大久保加賀守

松平伯耆守殿

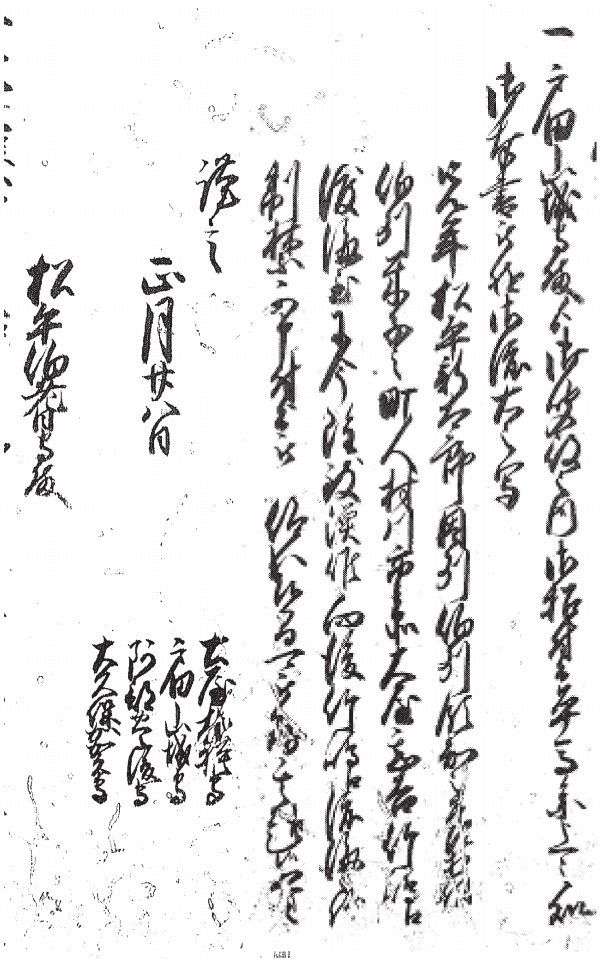

史料10 来航朝鮮人の一人「李進士」の船上所持物の目録（「因府歴年大雑集」）

朝鮮花田李進士
船上所持名物置付
祭米　一石　藿編　弐同　全卜（串鉋ノコト）　拾肆貼　食塩　一石
剱　二柄　弓子　二張　鉄鏃箭　廿箇　箪筒竹
鬱陵嶋竹　槍子鑓　肆柄
以上

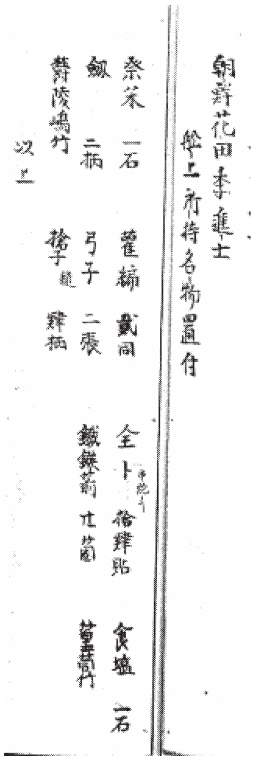
朝鮮花田李進士
船上所持名物置付
祭米　一石　藿編　弐同　全卜　拾肆貼　食塩　一石
剱　二柄　弓子　二張　鉄鏃箭　廿箇　箪筒竹
鬱陵嶋竹　槍子鑓　肆柄
以上

史料11 「御用人日記」6月22日条。青谷専念寺にて藩儒辻晩庵、朝鮮人ら筆談し、「差て竹嶋訴訟之様ニも不相聞候旨」を確認

一、朝鮮船赤崎着岸旨付て、早速山崎主馬罷越候之様申渡、主馬罷越候処、舟磯ニて出合申候得共、舟磯は所も悪、船掛留候事難成、青屋江引船ニて廻し、湊江朝鮮船入置、番船等附置候。前廉隠岐国より申来候は、竹嶋之儀付て、御訴訟参候旨申由之注進に付て、様子承候様ニと、平井金左衛門申渡罷越候処、通辞も無之、埒難明付て、辻晩庵青屋江遣旨、晩庵青屋江到着千念寺江あんひちやん其外両人呼上ケ対談申様子承候処、差て竹嶋訴訟之様ニも不相聞候旨、金左衛門・晩庵江承候て罷帰間、船中ニ有之物之書記も御国より差越候。右之段々、御国より注進申上付て、今日
（後略）

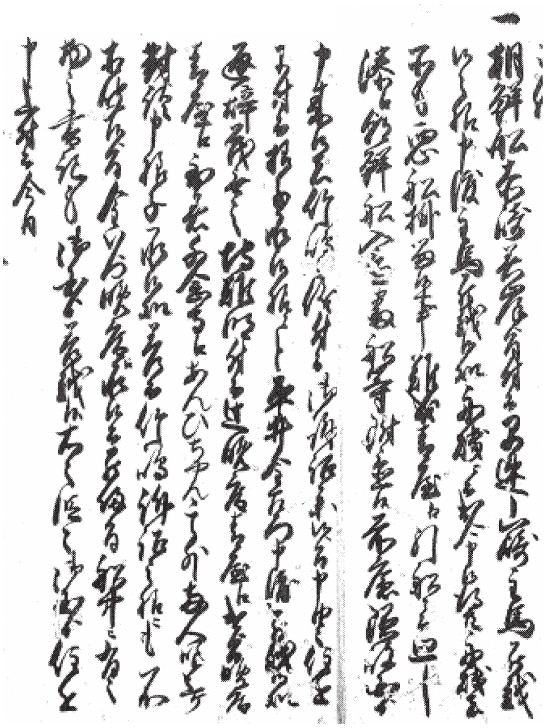

⑹元禄９（1696）年 安龍福ら来航後の対応と国外退去命令

６月13日、朝鮮人来航の報、江戸到着。老中大久保加賀守へ届け出る。22日、大久保へ、①朝鮮船の青谷入港、②青谷から賀露東禅寺への移送について報告し、あわせて藩からの口上書と「朝鮮人書記」を提出する。翌23日、大久保加賀守より①対馬通詞派遣の旨、②賀露東禅寺へ留め置くことの禁止、③朝鮮人の長崎移送は海路にすべき旨を伝えられる。26日、大久保加賀守の意向を伝える飛脚、鳥取へ向け出発（以上「御用人日記」）。26日以降、安龍福ら朝鮮人を湖山池（鳥取市）の青島へ入れ置く（「増補珎事録」、「因府歴年大雑集」は７月17日とする）。７月19日、藩主綱清、江戸より鳥取へ帰着。22日、和田瀬兵衛に朝鮮人作廻を申し付ける（以上「控帳」）。８月１日、大谷・村川家に竹島渡海禁止の旨を申し渡す（「控帳」、「御用人日記」）。

８月４日、先月25、26日の江戸発の飛脚が到着し、朝鮮人を長崎へ送らず、直接帰国させるべき旨の大久保加賀守の指示が伝えられる。同日、平井金左衛門・辻晩庵、湖山池の青島へ行き、朝鮮人へ即刻帰帆すべき旨を伝える。ただし、渇水により出船できず。６日、朝鮮船、賀露港を出港。同日、朝鮮船の帰国を江戸に伝える使者、鳥取を出発。

史料12 「御用人日記」６月22日条。老中大久保加賀守、朝鮮人ら「願之儀有之様子ニ申」すも長崎へ行くことを拒むため、対馬藩より通辞を派遣させることを決定する

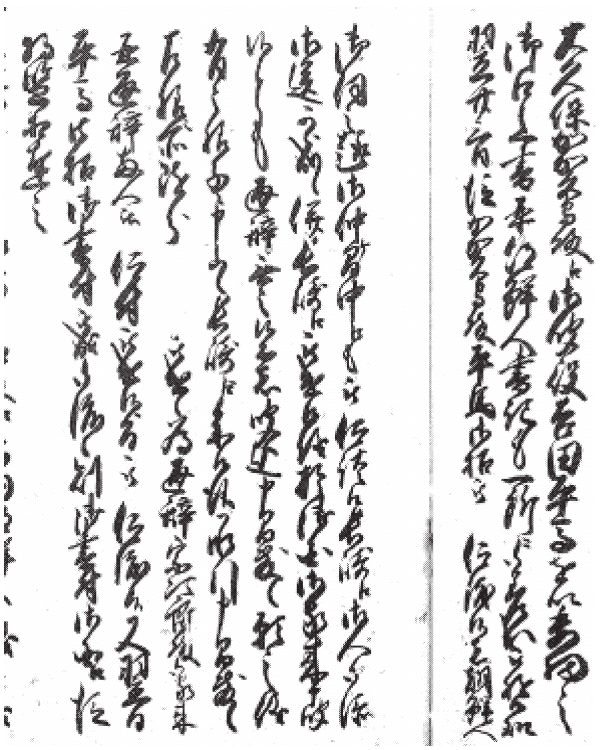

（六月二二日）

（前略）

大久保加賀守殿江御聞役吉田平馬を以委細之御口上書、並朝鮮人書記も一所ニ御差出被遊候処、翌廿三日従加賀守殿平馬御招被仰渡候は、朝鮮人御伺之趣御仲ケ間中江も被仰談候、長崎江御人御添御送可被成候、併長崎江被遣候儀於御国御家来申聞候とも、通辞無之候ては聞込申間敷候、願之儀有之様子ニ申候ハヽ、長崎江参候儀承引申間敷候、左様之所随分被遣候、為通辞宗次郎殿御家来、并通辞両人被仰付被遣候旨被仰渡候。又翌日平馬御招御書付被成御渡候。則御書付御国江従将監相達之。

史料13　「御用人日記」８月１日条。大谷・村川家に竹島渡海制禁を申し渡す

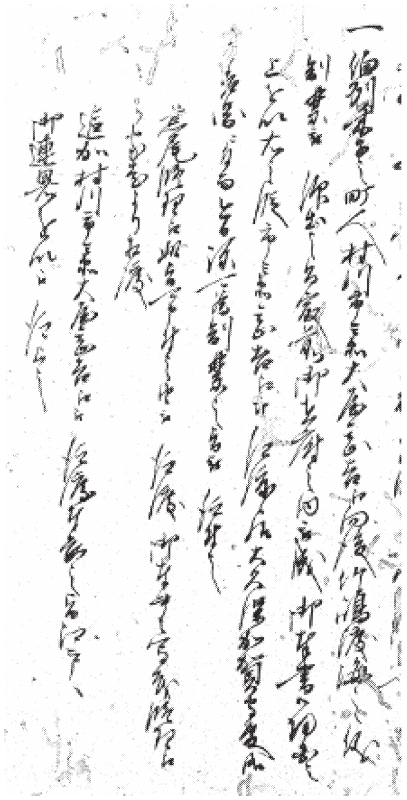

（八月一日）

一、伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉江、向後竹嶋渡海之儀制禁被仰出之旨、最前御在府之内被成御奉書、御帰国之上を以、右之段市兵衛・甚吉江被仰渡候様、大久保加賀守御差図ニ付て、今日弥可為制禁之旨被仰付之。

荒尾修理江、此旨可申付之由被仰渡、御奉書之写も修理江御家老より相渡。

追加、村川市兵衛・大屋甚吉江被仰渡、奉畏之旨、江戸御連署を以被仰上之。

史料14　「御用人日記」８月６日条。老中より「朝鮮国通用之儀」は対馬以外では取り上げない「御大法」であるので、国外へ追い返すよう指示が伝えられ、朝鮮人、鳥取より退去

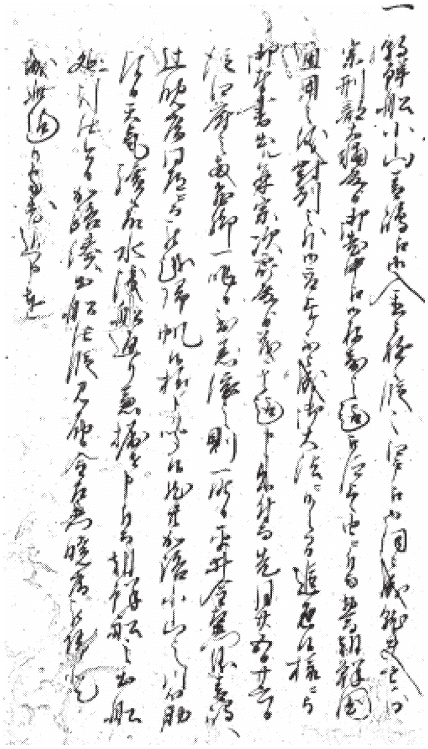

（八月六日）

一、朝鮮船小山青嶋江御入置被遊候段々、江戸江御伺被成、就夫最前宗刑部大輔殿より御老中江御存寄之趣被仰上候由ニ付て、惣て朝鮮国通用之儀、対州之外御取上ケ不被成御大法ニ候之間、追返候様ニと御奉書出ル。并宗次郎殿よりも、其趣申来付て、先月廿五日、廿六日従江府之両飛脚、一昨日到着、依之、則一昨日平井金左衛門儀、青嶋へ辻晩庵同道ニて罷越、帰帆候様申聞候。然共、加路小山之川筋、頃日天気続候故、水浅、船通り兼、掘せ申付て、朝鮮船之出船延引仕、今日加路湊出船仕段見届、金左衛門・晩庵罷帰、登城、此趣御家老迄申達。

Ⅳ鳥取藩政資料に含まれる竹島絵図について

鳥取藩政資料には「小谷伊兵衛差出候竹嶋之絵図」1点、「竹嶋之図」として4点、合計5点の絵図が残されている。以下、若干の考察を加えながら各絵図を紹介する。

⑴「小谷伊兵衛差出候竹嶋之絵図」

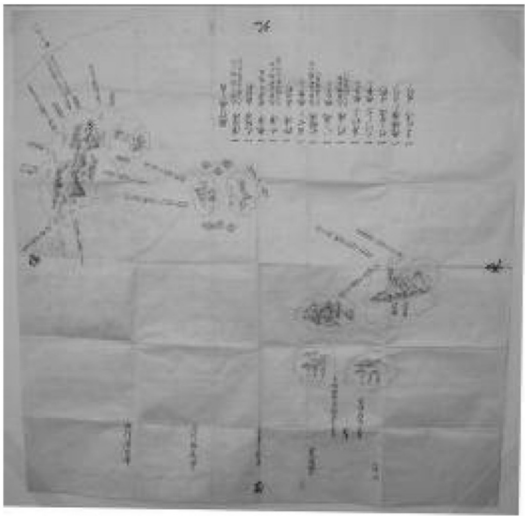
全体図

この絵図は、標題のとおり小谷伊兵衛によって江戸幕府へ提出された竹島絵図（控か？）である。小谷は、元禄2～13年(1689～1700)にわたり、鳥取藩の聞役（江戸留守居役）を勤めた。同絵図には、出雲国から隠岐、松島（竹島／独島)、磯竹島（鬱陵島)、朝鮮まで、島の形状、島内の様子、各島間の距離などが詳細に描かれている。

「竹嶋之図」4点と比較すると、この絵図の特徴がより明確になる。すなわち、表1は各絵図の記載内容を比較したものであるが、同表より相違点を列挙すると、

① 出雲国雲津～隠岐､隠岐国焼火山～福浦､福浦～松島までの距離が異なる
② 「竹島」を「磯竹島」と表記している
③ 竹島・松島に小屋場や船据場、鉄砲場（ニホンアシカの猟場)、大廻りなどの記載がある
④ 他の絵図が「古大坂浦」としている浦を「大坂浦」とし､「大坂浦」とする浦を「蛇浦」としている
⑤ 朝鮮国のことを「かうらい」とし、竹島から朝鮮国までの距離（50里）の記載がある

などがある。また、絵図の端には竹島におけるアワビ・ニホンアシカの猟場が記されており、これも他の絵図と異なる点である。この絵図の作成にあたっては、内容の詳細さから大谷・村川家所持の絵図を参照した、もしくは、実際に竹島・松島へ渡航していた水主らへ聞き取りを行ったことが推測できる。

絵図の作成年代は、鳥取藩が竹島・松島についての幕府からの問い合わせに対して提出したものであること、小谷伊兵衛が聞役であった期間に作成されたものであることから、元禄5～9年の間と推測される。なお､「竹嶋之書附」の中に「小谷伊兵衛差出候竹嶋之書附」という記録が収録されているが、これは、元禄9（1696）年1月25日、小谷伊兵衛が幕府に対し提出した松島渡航に関する問い合わせの回答書である。この回答書には、出雲国雲津から竹島までの道程と距離を記載した部分があり、この記述は絵図のものと一致し、回答書とともに提出された可能性が高い。

（元禄9年1月25日の書付の記載）

一、伯耆国米子より出雲雲津迄、道程拾里程
一、出雲国雲津より隠岐国焼火山迄、道程弐拾三里程
一、隠岐国焼火山より同国福浦迄七里
一、福浦より松嶋江八十里程
一、松嶋より竹嶋江四十里程

右　竹島部分拡大図
左　松島部分拡大図

表１　各絵図記載内容一覧

		小谷伊兵衛差出候竹嶋之絵図	竹嶋之絵図			
			享保９年幕府提出絵図	A図	B図	C図
伯耆国記載		×	○	×	×	×
航路		雲津～隠岐23里 焼火山～福浦７里 福浦～松島80里 松島～竹島40里	雲津～千振18里 中島～福浦８里 福浦～松島60里 松島～竹島40里	雲津～千振18里(朱引) 千振～松島60里(朱引) 松島～竹島40里(朱引)	中島～島後８里 福浦～松島60里	雲津～千振18里 中島～福浦８里 福浦～松島60里 松島～竹島40里
松島	付属島	6	0	4	0	12
	小屋場	1	0	0	0	0
	記載	船すへ場、 松島大廻り30町	なし	島間40間計	島間40間計	ハマ２、小ハマ、 平瀬、 瀬戸長サ２丁
竹島	付属島	2	4	12	4	10
	小屋場	6	0	0	0	8
	地名記載	浜田浦､竹浦､北国浦､ 柳浦、北浦、蛇浦、 大坂浦、まの島、 とうせんかはな	浜田浦、竹浦、 北国浦、柳浦、 北浦、大坂、 古大坂浦	浜田浦、**蔵本**、 竹浦、北国浦、 柳浦、北浦、 大坂、古大坂浦	浜田浦、竹浦、 北国浦、柳浦、 北浦、大坂、 古大坂浦	浜田浦、竹浦、 北国浦、柳浦、 北浦、大坂、 古大坂浦
	浜田浦記載	なし	此処へ船入津、併南風ニハ船懸り難く御座候ニ付船居置申候	此所へ入津、併南風ニハ船繋カレス灘へ居置	此処船入津仕候、併南風ニハ船懸り難く灘へ船居置申候	此所入津、併南風ニハ舟かかりガタク舟ヲスへ置也
竹島	島内記載	磯竹島、 大廻り７里半	なし	竪一里計、横十里計竹林 島ノ内七瀬。二瀬八十四、五間計、五瀬ハ小川此ハへノ内大木色々アリ。但桧杉ナシ	なし	なし
朝鮮の記載		○（かうらい） 竹島～朝鮮国50里程	○（朝鮮）	×	×	○（朝鮮）

⑵竹嶋之図

「竹嶋之図」とは、解題でも述べたとおり、「竹嶋之図」と記載された袋に一括された 4 点の絵図のことである。以下、各絵図について、その記載内容とそれぞれの絵図の関連について検討する。

提出図写

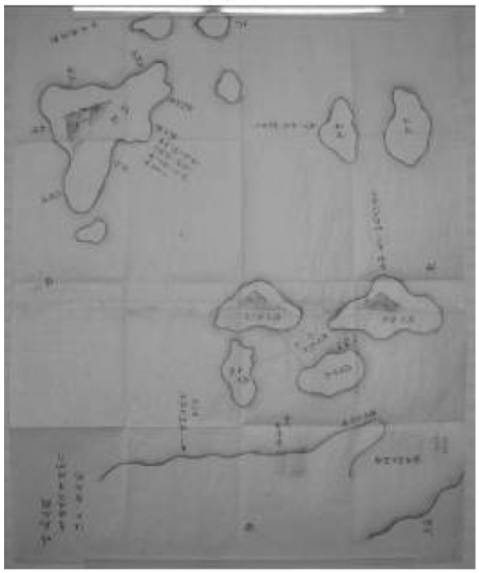

①享保 9 （1724）年閏 4 月　幕府提出図写

この図は、享保 9 年閏 4 月16日、幕府勘定奉行筧播磨守へ、竹島渡海に関する問い合わせの回答書とあわせて提出されたものである。

この提出絵図作成に関して、「竹嶋之書付」に以下のような記載がある。

逐て申上候竹嶋委細之御書附、并竹嶋絵図等認直シ、筧播磨守殿江差出申候処、去月廿八日之晩播磨守殿江被召呼、左之通御尋御座候。急ニ可被仰上候

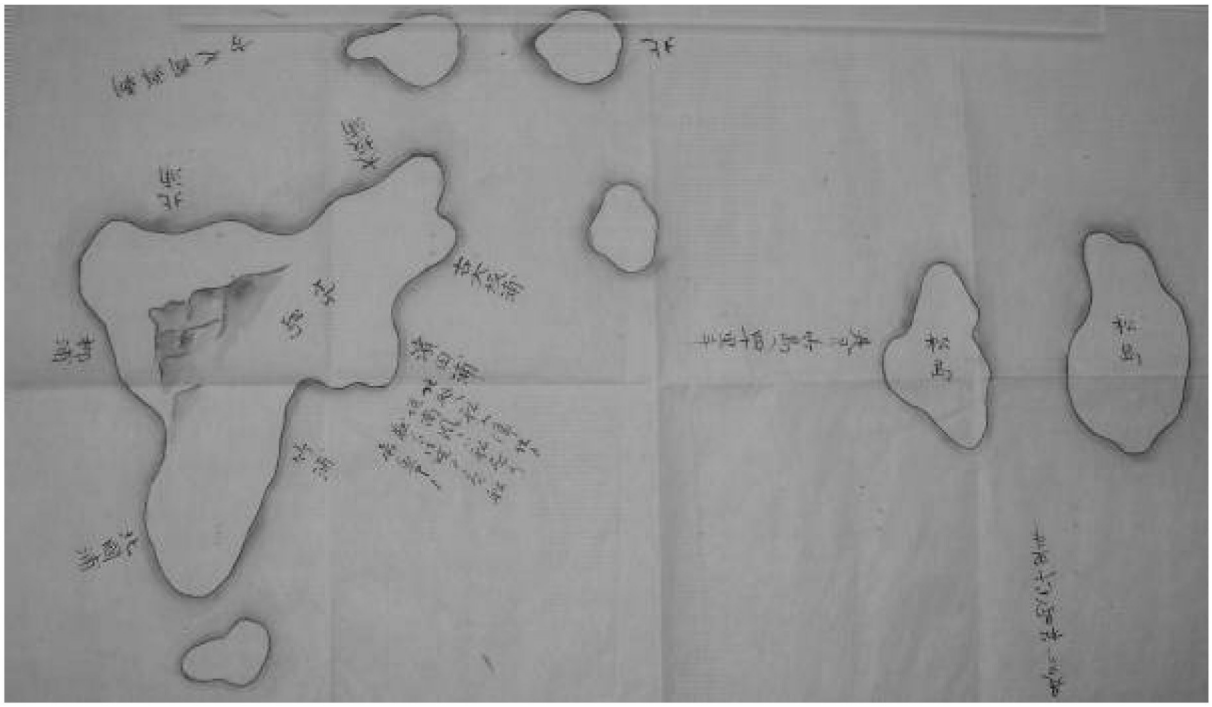

竹島・松島部分拡大

4 月16日に書付と絵図を提出したところ、筧播磨守より28日の晩に呼び出しがあり、追加の質問を受けた旨が記されている。その後、この指示を国元へ報告した。

また、引用史料中に「竹嶋委細之御書付、竹嶋絵図等認直シ」とあり、提出絵図作成までに何度か描き直しが行われたことがわかる。この記載から、同封された残りの 3 点の絵図が、描き直しの際の下絵、もしくは参考図と考えられる。

さて、絵図の記載内容は、伯耆国から出雲国、隠岐、松島（竹島／独島）、竹島（鬱陵島）に至る道程や距離、それぞれの島などが描かれているが、前記「小谷伊兵衛差出候竹嶋之絵図」と比べると、必要最小限の情報しか記載されていないことが特徴である。

②「竹嶋之図」に含まれる下図３点

これらの絵図は、前記のとおり、享保９（1724）年に幕府へ提出した絵図（提出図）の下絵、もしくは参考図と考えられるものである。以下、資料番号8440をＡ図、8441をＢ図、8442をＣ図とし、表１を参考に提出図とＡ～Ｃ図との関係を検討する。

画面構成

提出図の画面構成は、伯耆国～出雲（島根半島）～隠岐～松島～竹島となっている。これにもっとも近いのはＢ図である。ただし、Ａ～Ｃ図のいずれにも伯耆国の記載はない。

料紙の種類や形状、墨の色づかいが、提出図とＡ・Ｂ図はほぼ同じであり、同一の系統に属す絵図、おそらく下絵と考えられるが、Ｃ図は全く異なっている。

航路の記載

提出図の「航路」の記載内容は、表１からＣ図を参照に記述されていることがわかる。Ａ、Ｂ図は、松島～竹島間の距離が記されていない。また、Ａ図は隠岐島から松島へ向かう出港地が、本来の「福浦」ではなく、「千振」となっている。

松島の記載

提出図の「松島」部分の記載内容は、島の形状はＡ～Ｃ図いずれも異なっているが、付属島が全く記されていない点はＢ図に近いことがわかる。

なお、提出図には、松島の島間の距離が記されていないが、Ａ・Ｂ図には40間（約72m）と記載される。また、Ｃ図の松島の記載は、浜辺の場所や瀬の様子が具体的に描かれている。

竹島の記載

提出図の「竹島」の記載内容は、地名や船着場である「浜田浦」の記述、付属島が４島描かれている点から、Ｂ図がもっとも近いことがわかる。ただし、「朝鮮」の記載はＡ・Ｂ図ともないが、Ｃ図にはある。

Ａ図には、島内の竹木や川の様子、他の絵図には見られない「蔵本」浦の名称など細かく記されている。また、Ｃ図は、島内の小屋場や山川の場所が詳細に記されており、竹島へ渡海経験のあるものが記した、もしくは経験者から聞き取りを行った上で作成されたものと推測できる。ただし、前記の「小谷伊兵衛差出候竹嶋之絵図」とは、表１をみてもわかるとおり、竹島の浦の場所や雲津～竹島までの道程・距離に違いがあり、両者は別系統の絵図である。

以上のように、提出図とその他３図の記載内容を比較すると、Ｂ図が提出図にもっとも近い図であるといえる。また、提出図完成までの過程を推測すると、まずＡ図が作成され、その後、松島・竹島の記載事項に若干訂正を加えたＢ図を作図し、さらにＣ図により航路の記載や「朝鮮」の記述を補い、提出図が完成されたと思われる。ただし、下図や参考とされた図は、「竹嶋之図」に同封された３点以外にもあることが十分考えられる。

A図

B図

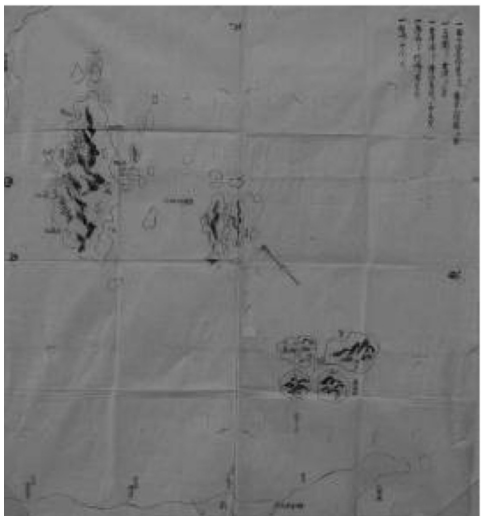

C図

B図　竹島・松島部分拡大

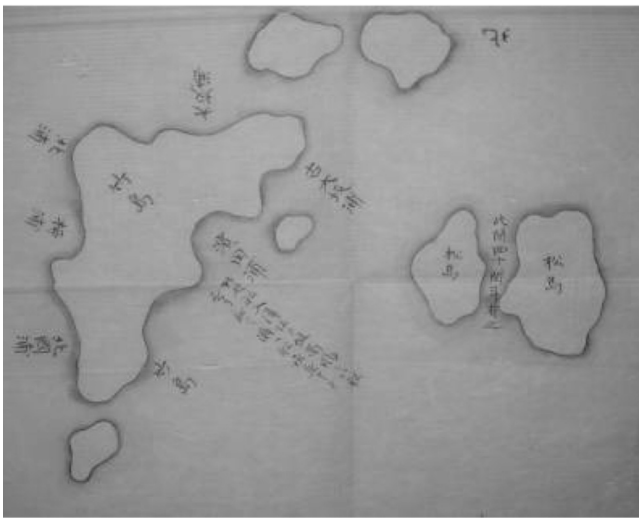

A図　竹島・松島部分拡大

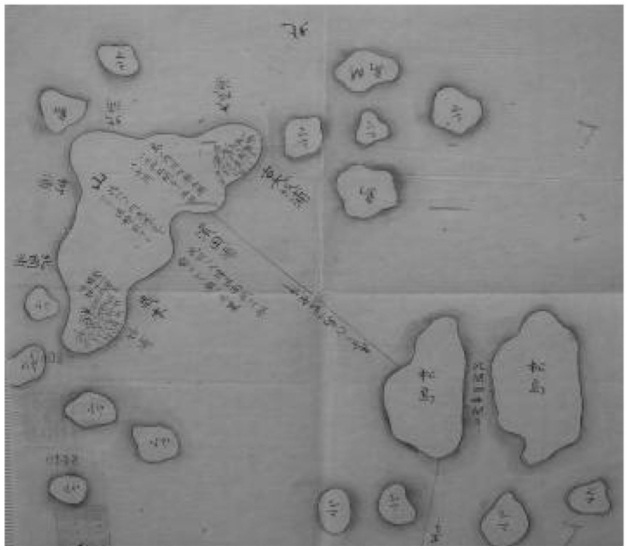

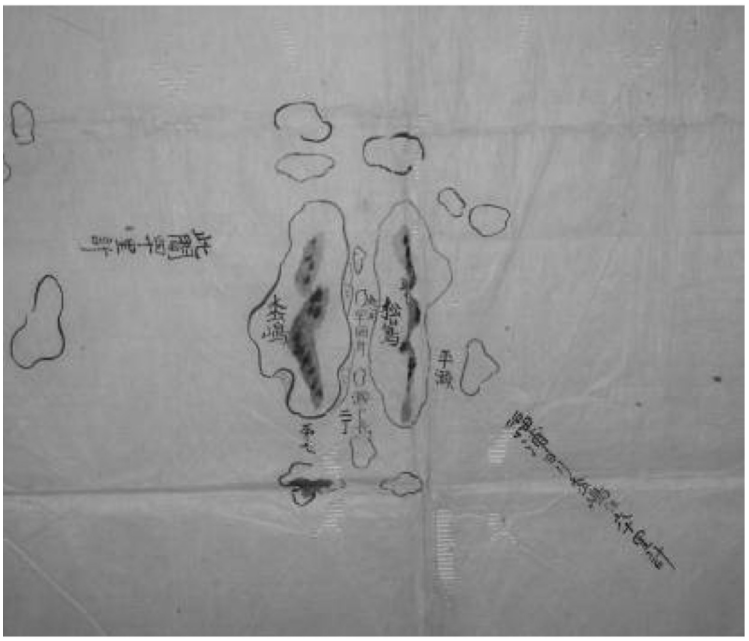

C図　松島部分拡大

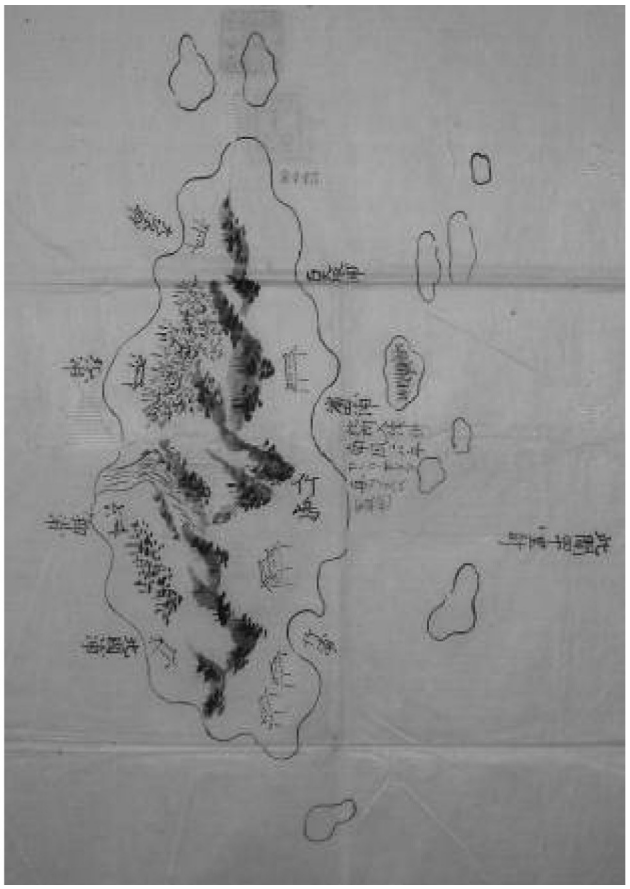

C図　竹島部分拡大

付記

本資料集の編集は、鳥取県立博物館長三田清人のもと、学芸課人文担当学芸員大嶋陽一が行い、石田敏紀、来見田博基が補佐した。